

西宮市母子生活支援施設における食材費・光熱費等高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食料品価格、光熱費等の物価高騰の影響を受けた母子生活支援施設を運営する事業者に対して、継続的・安定的に運営を継続できるように支援金を給付するにあたり、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付対象となる者（以下、「交付対象者」という。）は、西宮市内において母子生活支援施設を設置し、又は事業を実施する者とする。

(交付額)

第3条 支援金の額は、別表左欄の基準に基づき、右欄の金額とする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付の申請をしようとする者は、支援金の額、その他必要な事項を記載した交付申請書を市長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、支援金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、支援金の額、交付時期その他必要な事項を記載した交付決定通知書により、交付しないことを決定したときは、その旨を記載した不交付決定通知書により、当該申請者にその決定を通知する。

3 市長は、支援金の交付を決定する場合において、支援金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 支援金の交付を申請した者は、前条第2項に規定する交付決定通知書を受領した場合において、当該決定の内容又はこれに付された条件により難いと認めるときは、市長の定める期日までに、文書で申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更)

第7条 市長は、第5条第2項の規定による交付の決定の通知をした後において、市の財政状況その他特段の事情の変更が生じた場合には、その決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消し、または決定の内容もしくは条件を変更したときは、すみやかにその旨を当該交付対象者等に通知する。

(交付の請求)

第8条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、交付請求書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、交付対象者に対し第5条の規定により決定した支援金を速やかに交付する。

(決定の取消)

第10条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) その他法令、条例若しくはこの要綱又はこれらに基づき市長が行なった指示に違反したとき。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(支援金の返還)

第11条 市長は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る支援金が既に交付されているときは、返還する支援金の額、納付期限その他必要な事項を記載した返還命令書により、速やかに当該交付対象者に対し、その返還を命じなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年1月16日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、令和5年7月21日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年2月18日から施行する。

別表（第3条関係）

交付を受けようとする年度の 10月1日時点の定員	支援金額
1～9世帯	55,000円
10～19世帯	165,000円
20～29世帯	275,000円
30～39世帯	385,000円
40～49世帯	495,000円
50～59世帯	605,000円
60～69世帯	715,000円
70～79世帯	825,000円